

『獣医公衆衛生学Ⅱ』正誤表（第1刷用）

ページ・行など	誤	正
viii・3行目 P34・8行目	リンパ性脈絡髄膜炎 lymphocytic	リンパ球性脈絡髄膜炎 Lymphocytic
viii・5行目 P36・11, 12, 18 行目	オルトミクソウイルス	オルソミクソウイルス
viii・下から7行目 P60・19行目	3) ツツガムシ病 Tsutsugamushi Disease, その他のリケッチア感染症	3) ツツガムシ病 Scrub typhus/Tsutsugamushi Disease
ix・8行目 P81・10行目	鼻疽 Glandes	鼻疽 Glanders
ix・下から9行目 P103・15行目	豚丹毒 Animal erysipelas, 類丹毒 Human erysipeloid	豚丹毒 Swine erysipelas, 類丹毒 Erysipeloid
ix・下から1行目 P111・6行目(キーワード), 9行目, 図5-1のタイトル	ヒストプラズマ	ヒストプラスマ
xi・1行目	(3) 広東住血吸虫症を(7) 広東住血線虫症と修正してx・下から3行目に移動	
xi・2～4行目	(4) 日本住血吸虫症 (5) 肺吸虫症 (6) 肝蛭症	(3) 日本住血吸虫症 (4) 肺吸虫症 (5) 肝蛭症
xii・下から12行目 P210・6行目	㊦ 公共用水域(河川, 湖沼, 海域)の水質基準および水質検査	㊦ 公共用水域(河川, 湖沼, 海域)の水質検査
P7・1行目	終業制限	就業制限
P22・表2-1中	ヨーロッパコウモリリッサウイルス1および2 (European…	ヨーロッパコウモリリッサウイルス1および2 (European…
P22・表2-1中 (モコラウイルスの項)	トガリネズミ, 他のげっ歯類	トガリネズミ, げっ歯類
P34・10行目 P53・9行目	脈絡髄膜炎ウイルス (lymphocytic ニューゼーランドでは,	リンパ球性脈絡髄膜炎ウイルス (Lymphocytic ニューゼーランドでは,
P73・10行目	hemolytic	hemolytic
P111～118	見出しに「発症機序」とあるが, 内容は感染経路に関する記述となっている	他と整合性をとるため「人への感染経路」とする
P113・12～13行 目	法律等規制 なし	法律等規制 感染症法(人)…四類感染症, 三種病原体
P130・8行目に挿 入		法律等規制 感染症法(人)…五類感染症(全数把握)
P146・下から2行 目	(3) 広東住血吸虫症を(7) 広東住血線虫症と修正して, この項目全体をP144下から11行目に移動	
P148・18行目	(4) 日本住血吸虫症	(3) 日本住血吸虫症
P149・14行目	(5) 肺吸虫症	(4) 肺吸虫症

P151・3行目	(6) 肝蛭症	(5) 肝蛭症
P173・表 1-5 中	第一種特定化学物質（28 物質） 第二種特定化学物質（23 物質） 監視化学物質（39 物質）	第一種特定化学物質 第二種特定化学物質 監視化学物質
P185・3行目	…ポリジウム等指針対策」を適用…	…ポリジウム等対策指針」を適用…
P189・15行目	(1) 水質基準項目と基準値（50 項目）	(1) 水質基準項目と基準値（51 項目）
P189・17行目	…健康に関連する項目（30 項目）…	…健康に関連する項目（31 項目）…
P189・下から 8 行目	(2) 水質管理目標設定項目と目標値（27 項目 128 物質）	(2) 水質管理目標設定項目と目標値（26 項目 120 物質）
P189 下から 6 行目	…（14 項目）と水道水…	…（13 項目）と水道水…
P190・表 2-5 中		8 の六価クロムと 9 のシアンの間に「9 亜硝酸態窒素 0.04mg/L 以下 IC」を追加.
P190・表 2-5 中	9 シアン化合物イオン及び塩化シアン	10 シアン化合物イオン及び塩化シアン（以下、番号を繰り上げ）
P192・表 2-7 中	4 の「硝酸態窒素 0.05mg/L 以下（暫定） IC」を削除	4 は欠番
	表の下の注釈「目標 6, 7 および 11 は削除。」	表の下の注釈「目標 4, 6, 7 および 11 は欠番。」
P210・6行目	㊦ 公共用水域（河川，湖沼，海域）の水質基準および水質検査	㊦ 公共用水域（河川，湖沼，海域）の水質検査
P211・最終行		最終行を改行して，以下の文章を追加「水質汚濁に係わる環境基準については，第 8 章で詳述する。」
P212・解答 1. の解説中	…水道の水質基準 50 項目…	…水道の水質基準 51 項目…
P214・表 3-1 中	水蒸気 (H ₂ O)* 二酸化炭素 (CO ₂)*	水蒸気 (H ₂ O) 二酸化炭素 (CO ₂)
P216・9 行目，下から 2 行目	二酸化硫黄	二酸化いおう
P219・3 行目	…するホルムアルデヒドや揮発性有機化合物 (volatile organic compounds, VOCs) 等の揮発性化学物質…	…するホルムアルデヒドなどの揮発性有機化合物 (volatile organic compound, VOC) 等の揮発性化学物質…
P230・下から 5 行目	一般廃棄物は市町村が，産業廃棄物は排出事業者が責任を持って処理することになっている。	一般廃棄物処理（処理計画の策定と適用，適正処理の確保）は市町村が総合的な責任を有し，産業廃棄物は排出事業者自身が責任を持って処理する。また，一般廃棄物を含む事業系廃棄物の処理責任は排出業者に課される。
P238・9 行目	1) 事業系廃棄物であっても一般廃棄物に該当するものは，市町村に処理責任がある。	1) 事業系廃棄物は，市町村に処理責任がある。
P238・16 行目	産業廃棄物には 20 種類が指定されており，	産業廃棄物には 20 種類が指定されており，
P242・2 行目	…誤っているもの…	…誤っているもの…

P246・4行目	…⑤ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）、⑥ハイドロプロモフルオロカーボン、⑦臭化メチル、⑧プロモクロロメタンの8種である。…	…⑥ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）、⑦ハイドロプロモフルオロカーボン、⑧臭化メチル、⑨プロモクロロメタンの9種である。…
P251・下から8行目	…利益の衡平な…	…利益の公平な…
P264・下から3行目	…微小浮遊粒子状物質（PM2.5）…	…微小粒子状物質（PM2.5）…
P266・下から12行目	…として234種類、そのうち特に優先的に対策に取り組むべき物質（優先取組物質）として22種類…	…として248種類、そのうち特に優先的に対策に取り組むべき物質（優先取組物質）として23種類…
P267・表8-4	優先取組物質 22種類	優先取組物質 23種類
		表の「水銀及びその化合物」と「テトラクロロエチレン」の間に「ダイオキシン類」を追加し、備考に「ダイオキシン類対策特別措置法に基づき対応している」を追加
P272・表8-7中	トリクロロエチレン 0.03mg/L以下	トリクロロエチレン 0.01mg/L以下
P273・表8-8中	「溶存酸素」は「以下」ではなく「以上」が正しい	溶存酸素の「以下」を「以上」に修正（6カ所）
P274・湖沼のAの表		同様に、溶存酸素は「以下」ではなく「以上」に修正（4カ所）
P275・海域のAの表		同様に、溶存酸素は「以下」ではなく「以上」に修正（3カ所）。
P276・8行目	…26項目と同一である。	…26項目と同一である。地下水の水質汚濁に係わる環境基準は、表8-7に示した水質汚濁に係わる環境基準（健康項目に「塩化ビニルモノマー 0.002 mg/L以下」を加えたものである。
P279・表8-10中	1,1-ジクロロエチレン 検液1Lにつき0.02mg以下であること	1,1-ジクロロエチレン 検液1Lにつき0.01mg以下であること
P299・11行目	…MSDS制度…	…SDS制度…
P324・中段10～11行目	広東住血吸虫症 146 広東住血線虫 146	広東住血線虫症 144 広東住血線虫 144
P328・中段2行目	ヒストプラズマ症 111	ヒストプラズマ症 111
P329・右段15行目	リンパ性脈絡髄膜炎 34	リンパ球性脈絡髄膜炎 34
P330・右段下から8～6行目	<i>Metagonimus miyatai</i> 146 <i>Metagonimus takahashii</i> 146 <i>Metagonimus yokogawai</i> 146	<i>Metagonimus miyatai</i> 147 <i>Metagonimus takahashii</i> 147 <i>Metagonimus yokogawai</i> 147

『獣医公衆衛生学Ⅱ』正誤表（第2刷用）

ページ・行など	誤	正
viii・上から3行目	2) リンパ性脈絡髄膜炎	2) リンパ球性脈絡髄膜炎
P9・表1-1 デング熱	サル	(ヒト)
P168・下から8行目	薬事法	薬機法
P168・下から1行目	薬事法	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（薬機法）
P169・表1-2 下から9行目	薬事法	薬機法
P189・下から3行目	(3) 要検討項目と目標値(48項目)	(3) 要検討項目と目標値(47項目)
P190・表2-5 24 ジクロロ酢酸	0.04mg/L以下	0.03mg/L以下
28 トリクロロ酢酸	0.2mg/L以下	0.03mg/L以下
P191・表2-6 表の左端の列	No. 31～50を	No. 32～51に
P192・表2-7 1. アンチモン及びその化合物	アンチモンの量に関して、0.015mg/L以下	アンチモンの量に関して、0.02mg/L以下
3. ニッケル及びその化合物	ニッケルの量に関して、0.01mg/L以下（暫定）	ニッケルの量に関して、0.02mg/L以下
9. フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.1mg/L以下	0.08mg/L以下
P200・表2-13 1. カドミウム及びその化合物	0.1mgCd/L以下	0.03mgCd/L以下
10. トリクロロエチレン	0.3mg/L以下	0.1mg/L以下*
脚注	追加	*2015.10.21 改正.
P202表2-16 1. カドミウム及びその化合物	0.1mgCd/L以下	0.03mgCd/L以下
10. トリクロロエチレン	0.3mg/L以下	0.1mg/L以下*
脚注	追加	*2015.10.21 改正.
P273・表8-8 ア、E 類型のBOD	8mg/l以下	10mg/l以下
ア、E 類型のSS	100mg/l以下	*
脚注	追加	*ごみ等の浮遊が認められないこと.
P283・表8-13 第2種特定有害物質（重金属等）の「うちアルキル水銀」	150mg/kg以下	—
P315・下から9行目	ヤスデは…	ムカデは…
P317・下から6行目と7行目	薬事法	薬機法
P329・左列下から8行目	薬事法	薬機法

『獣医公衆衛生学Ⅱ』正誤表（第3刷用）

ページ・行など	誤	正
P189・下から8行目	(26項目 120物質)	(26項目)
P192・表2-7の表題	(26項目 120物質)	(26項目)
15	農薬類 (対象農薬 102物質)	農薬類
P198・下から5行目	公共下水道に廃水を放流するには、放流水が一定の排出基準を満たしている必要がある。「水質汚濁防止法上の特定施設を設置している工場または事業場（特定事業場）」以外の一般家庭等が公共下水道に放流する場合の排水基準は、下水道法施行令第九条に規定されている（表2-11）。一方、特定事業場から公共下水道に排出できる排水基準は、…	公共下水道に廃水を放流するには、放流水が一定の排出基準を満たしている必要がある（下水道法施行令第九条、表2-11）。一方、「水質汚濁防止法上の特定施設を設置している工場または事業場（特定事業場）」から公共下水道に排出できる排水基準は、…
P199・表2-11の表題	(特定事業場以外、下水道法施行令第九条)	(下水道法施行令第九条)
P200・表2-13		18.と19.の間に罫線を挿入
P226・表5-1 「PCB使用部品」と「ばいじん」の間に		「廃水銀 水銀使用製品が一般廃棄物となったものから回収したもの」を挿入
P275・表8-8 ウの下(2.海域)の上		「エ 底層溶存酸素量(3類型)の基準値が設定されている。」を挿入
ウの下(最下段)		「エ 底層溶存酸素量(3類型)の基準値が設定されている。」を挿入
P278・キーワード	, 化学肥料, 土壌汚染対策法	, 化学肥料
P283・表8-13 第2種特定有害物質(重金属等)の水銀及びその化合物	150mg/kg以下	15mg/kg以下

『獣医公衆衛生学Ⅱ』正誤表（第4刷用）

ページ・行など	誤	正
P226・表 5-1		表の差換え（下記）
P279・表 8-10、四塩化炭素の下行に追加		クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー） 検液 1 Lにつき 0.002 mg 以下であること.
P279・表 8-10、ほう素の下行に追加		4- ジオキサン 検液 1 Lにつき 0.05 mg 以下であること.
P282・下から 8 行目	11 種	12 種
P283・表 8-13、四塩化炭素の上行に追加		クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー） — 0.002 mg/L 以下 0.02 mg/L 以下

表 5-1 特別管理廃棄物

区分	主な分類	概 要	
特別管理一般廃棄物	PCB 使用部品	廃エアコン・廃テレビ・廃電子レンジに含まれる PCB を使用する部品	
	廃水銀	水銀使用製品が一般廃棄物となったものから回収したもの	
	ばいじん	ごみ処理施設のうち、焼却施設において発生したもの	
	ばいじん、燃え殻、汚泥	ダイオキシン特措法の特定施設である一般廃棄物焼却炉から生じたものでダイオキシン類を含むもの	
感染性一般廃棄物	医療機関等から排出される一般廃棄物で、感染性病原体が含まれ若しくは付着しているおそれのあるもの		
特別管理産業廃棄物	廃油	揮発油類、灯油類、軽油類（難燃性のタールピッチ類等を除く）	
	廃酸	著しい腐食性を有する pH 2.0 以下の廃酸	
	廃アルカリ	著しい腐食性を有する pH 12.5 以上の廃アルカリ	
	感染性産業廃棄物	医療機関等から排出される産業廃棄物で、感染性病原体が含まれ若しくは付着しているおそれのあるもの	
	特定有害産業廃棄物	廃 PCB	廃 PCB 及び PCB を含む廃油
		PCB 汚染物	PCB が染みこんだ汚泥、PCB が塗布され若しくは染みこんだ紙くず、PCB が染みこんだ木くず若しくは繊維くず、PCB が付着・封入されたプラスチック類若しくは金属くず、PCB が付着した陶磁器くず若しくはがれき類
		PCB 処理物	廃 PCB 等又は PCB 汚染物を処分するために処理したもので PCB を含むもの
		廃水銀等	水銀使用製品の製造の用に供する施設等において生じた廃水銀又は廃水銀化合物、水銀若しくはその化合物が含まれている産業廃棄物又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀
		指定下水汚泥	下水道法施行令第 13 条の 4 の規定により指定された汚泥
		銻さい	重金属等を一定濃度以上含むもの
		廃石綿等	石綿建材除去事業に係るもの又は大気汚染防止法の特定粉塵（じん）発生施設が設置されている事業場から生じたもので飛散するおそれのあるもの
		燃え殻	重金属等、ダイオキシン類を一定濃度以上含むもの
		ばいじん	重金属等、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を一定濃度以上含むもの
		廃油	有機塩素化合物等を含むもの
汚泥、廃酸、廃アルカリ	重金属等、PCB、有機塩素化合物、農薬等、ダイオキシン類を一定濃度以上含むもの		

『獣医公衆衛生学Ⅱ』正誤表（第5刷用）

ページ・行など	誤	正
P108・下から9行目	<i>M. avium</i> subsp. <i>homonisuis</i>	<i>M. avium</i> subsp. <i>hominissuis</i>

『獣医公衆衛生学Ⅱ』正誤表（第6刷用）

ページ・行など	誤	正
P189・下から8行目	(2) 水質管理目標設定項目と目標値 (26項目)	(2) 水質管理目標設定項目と目標値 (27項目) ^{注)}
P189・下から3行目	(3) 要検討項目と目標値(47項目)	(3) 要検討項目と目標値(46項目)
P189・最下行に注釈として 追記	注) ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)およびペルフルオロオクタン酸(PFOA)が健康に関する項目として追加された(暫定基準値:PFOSおよびPFOAの量の和として0.00005mg/L以下。(2020.4.1))	
P190・表2-5,「六価クロム化合物」の「基準値」	六価クロムの量に関して, 0.05mg/L以下	六価クロムの量に関して, 0.02mg/L以下
P265・表8-3,「トリクロロエチレン」の「環境上の条件」	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。(H9.2.4告示)	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。(H30.11.19告示)
P272・表8-7,「備考」最下行に追記	4. 六価クロムに係る基準値を0.02mg/Lに改定。(2022.4.1)	
P273・表8-8,「1-(1)河川ア」の「備考」最下行に追記	6. 大腸菌群数を削除し, 新たに大腸菌数を追加(2022.4.1)	
P274・表8-8,「1-(2)湖沼ア」の「備考」最下行に追記	6. 大腸菌群数を削除し, 新たに大腸菌数を追加(2022.4.1)	
P275・表8-8,「2. 海域ア」の「備考」最下行に追記	4. 大腸菌群数を削除し, 新たに大腸菌数を追加(2022.4.1)	